

2009年9月28日

市・町・村長様

くらしと医療をまもる全県キャラバン要望書

高知県社会保障推進協議会
会長 田中 きよむ
高知県高齢者運動連絡会
会長 小澤 幸次郎
連絡先 高知市口細山 206-9
高知医療生活協同組合気付
電話 088-843-0025

I、国民健康保険制度の改善について

1. 保険料(税)をこれ以上あげないでください。税制改正で被害を受けた高齢者のうち、最低限、住民税非課税から課税となった方に対する減免を検討してください。定率国庫負担金を84年以前の元の45%へ戻すよう、強力に国に働きかけてください。
2. 国民健康保険法第77条にもとづき、失業や所得激減などの「特別の理由があるもの」に対する保険料(税)の減免をおこなってください。
3. 国民健康保険法第44条による一部負担金の減免をおこなってください。「実施要綱」は被保険者の実情に合ったものにしてください。
4. 国民皆保険の原点に立ち返り、資格証明書の発行をおこなわないでください。新型インフルエンザ対策としても「無保険者」が存在したのでは効果のある対策となりえません。また、やむを得ず短期証を発行する場合でも、制裁措置から除外する「特別の事情」には「低所得であること」を含めてください。また、被爆者医療など24項目の公費負担医療の対象者が、資格証明書適用除外とされているか、きちんとチェックしてください。国保法第1条及び9条、67条を守る立場で対応をお願いします。
- ⑤. いわゆる窓口交付、とめおきの数字も示してください。

II、医療制度改正・後期高齢者医療制度について

1. 療養病床の廃止・削減計画の影響を調査し、自治体としての独自の対策の検討を3年前より求めましたが、対応の到達点をお知らせください。

県作成の地域ケア体制整備計画を自治体として検討し、地域住民に必要なベッドを確保できるのか、自治体独自の施策をたて、医療難民・介護難民を出さないよう関係機関に働きかけてください。

その上にとって療養病床の削減の撤回を国に求めてください。

- ②. 特定健診の、受診率向上の見通しはたっていますか。昨年の目標値と達成率、今年目標値を示してください。
3. 各種がん検診等、その他の検診は後退させず維持してください。
4. 後期高齢者の健診については、希望者にはいままでどおりの健診を無料で維持し、地方公共団体としての責務を果たしてください。尚、「広域連合」に対する働きかけもお願いします。
5. 後期高齢者への資格証明書の発行は「国保制度」からも後退です。発行しないでください。「広域連合」の「要綱」の安易な執行は控えてください。
6. 国民の審判に基づき後期高齢者医療制度の即時「廃止」を国に求めてください。
7. 老人医療費の無料化を国に求めるとともに、貴自治体でも実施に向け検討を開始してください。

III、地域医療確保について

1. 地域包括支援センターに、行き場のないお年寄りを出さないための「相談窓口」の体制を確立してください。
- ②. ベッド削減を最優先した県の地域ケア体制整備計画にとらわれることなく、地域の事情にあった介護保険第4期事業計画を立てることを要望しましたが、自己評価をお示しください。
3. 総合的な新型インフルエンザ対策を国と県に求めてください。

IV、介護保険・高齢者福祉について

1. 税制「改正」を含め、利用者の生活は大変です。介護保険料については、当面、税制改正で被害を受けた方の中で住民税非課税から課税になった方にたいし、減免措置を検討してください。介護手当等実効性のある軽減措置を講じてください。
- ②. 軽度認定者への介護予防給付については、必要なサービスを引き続き旧水準で受けられるよう国に求めてください。軽度者に対するサービス「制限」は、「自立」の名の下に急速に進行しています。福祉用具使用を含め、利用者の人権を守る点からも、利用者によく話し合い「納得」のもとに慎重に進め、決してサービス「取り上げ」にならないようにしてください。自治事務の責任を果たし

てください。

3. 地域包括支援センターには必要なケアマネを採用配置し、予防ケアプラン難民が発生しないようにしてください。8件規制・35件基準の減額報酬が若干改善されましたが、予防ケアプランの委託は自治体独自の施策で8000円まで引き上げてください。
- ④. 「新認定基準」による介護度の変化(08年度と09年度の比較)を新規と既認定に分けて示してください。
5. 介護予防は、敬老パスやいきいきサロンなど、多面的な施策展開を後退させないよう、一般財源で運営してください。補助金事業は矮小化しないでください。住民の自主的取り組みを積極的に評価し、激励してください。
6. 介護労働者の労働実態をそのまま放置していけば労働者不足は広まり、介護保険制度はくずれ高齢者が介護を受ける権利は消滅しかねません。現在すすんでいる「処遇改善交付金」が労働者の賃金アップにつながるよう、自治体として県や国に向けて声をあげてください。県に取り組みの強化を求めてください。

V、生活保護について

1. 申請用紙は窓口に置き、申請は無条件で受理すること。町村の場合は福祉事務所と連携し、無条件受理を保障してください。
2. 現在の不況の下で、仕事に就きたくても就けない人に、「仕事をしていない」ことだけで、申請を拒否しないでください。受給者が就労可能となった場合でも、就労の事実を確認するまで、「打ち切り」や「辞退届け」を書かせたりしないでください。
3. 生活保護法24条に規定されている「申請から決定まで14日以内」を遵守してください。最近では30日を当然視していると思われる例が聞かれます。また、申請中の世帯に対して、少なくとも審査期間の生活を保障してください。
4. 申請時における第三者立会いは、申請人が希望すれば無条件に認めてください。
5. ケースワーカーの担当件数を改善してください。
6. 母子加算、高齢加算の速やかな復活を国に求めてください。

VI、障害者施策について

1. 自立支援法の廃止ならびに応益負担の廃止を国に求めてください。
2. 障害者・児の「応益負担」に対し、減免措置を行ってください。
3. ショートステイ・デイサービスの充実をめざし、数値目標を含む事業計画を立ててください。基盤整備を拡充してください。

4. 障害者自立支援法により、経営が厳しくなった授産所に「運営補助金」を創設してください。
5. 「介護職員処遇改善助成金」を障害者施設で実施促進できるよう、国に求めてください。

VII、税制改正・年金制度問題について

1. 公的年金控除、老年者控除、配偶者特別控除の縮小、廃止の影響で、所得税・市町村民税のみならず、国保料(税)や介護保険料・後期高齢者保険料の負担が増えました。必要な市町村独自の減免措置等の施策を検討し、住民の最低生活をまもってください。国に対してはそれぞれの復活を求めてください。
2. 「消えた」年金問題は、解決のため、住民に寄り添って第三者機関への情報提供に協力してください。相談窓口を確立してください。
3. 低年金・無年金者を解消するため、消費税によらない最低保障年金の創設を国に求めてください。

VIII、保育・幼稚園問題について

1. 認定こども園制度については、現行保育制度の解体につながらないよう、努めてください。
2. 財政健全化法実施を理由に、実態を無視した保育所の統廃合、自治体立保育所の民営化・保育料の値上げをしないでください。
3. 保育制度の根幹に関わる、直接契約入所制度の導入はしないでください。
4. 現行保育制度を守る立場を貫いてください。
5. 民間保育園への助成制度を改善し、補助額を増額してください。

IX、就学援助・乳幼児医療費の拡充・学童保育等の子育て支援について

1. 就学援助は市町村独自の努力で、現状から後退させないでください。所得水準は生活保護基準の1.3倍を確保してください。手続きは簡潔にし、住民に対する広報に努めてください。
2. 県に対して、乳幼児医療費助成制度は所得制限なしで、就学前の完全無料を求めてください。その上に立って、義務教育終了まで医療費無料の検討実施をすすめてください。県下ではこの2年間に1/3強の自治体を実施しました。
3. 学童保育は必要とする小学校区に整備し、保護者負担を軽減してください。
4. 妊産婦健診の助成金額の満額実施を県に求めてください。「里帰り」健診も実施できるよう改善してください。